

平成16年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成16年10月6日
沖縄県人事委員会

1 本年の勧告のポイント

- (1) 公民給与の較差（0.05%）が極めて小さく、給料表の改定を見送り
- (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）は人事院の報告に準じて改定を見送り
- (3) 通勤手当について、低廉な定期券の価額による一括支給へ改定
- (4) 国立大学法人化に関する人事院勧告に準じて任期付研究員等の給料月額の上限改定～月例給、ボーナスともに水準改定なし（6年振りに前年水準を維持）

【参考】

公民較差（行政職）	187円	0.05%
行政職給料表適用職員（5,042人）		
平均年齢 41.8歳	平均経験年数19.3年	

2 改定の内容

- (1) 通勤手当
 - ・ 交通機関等利用者に係る通勤手当について、交通事情の状況変化を踏まえ、6箇月定期券等の価額による一括支給へ改定
- (2) 任期付研究員等の給料月額
 - ・ 任期付研究員（招へい型）及び特定任期付職員の給料月額の上限を国家公務員における指定職俸給表11号俸相当額に変更

3 改定の実施時期

通勤手当の改定は平成17年4月1日から、任期付研究員等の給料月額に係る上限の改定は改正条例の公布日の日から実施

4 その他

- (1) 初任給調整手当
 - ・ 科学技術に関する専門的知識を必要とする職のうち獣医師以外の職に対する支給を廃止することが適当
- (2) 寒冷地手当
 - ・ 本県における支給実態等を考慮し、制度の必要性を含め所要の見直しの必要

5 公務運営について

- (1) 総実勤務時間の短縮
- (2) 公務員制度改革
- (3) 任用及び勤務形態の多様化
- (4) 計画的な人材育成及び職員研修の充実
- (5) 男女共同参画社会の実現及び次世代育成の支援
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実
- (7) 心身両面にわたる健康管理対策の充実
- (8) 服務規律の保持及び公務員倫理の確立